

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------------|
| 13 | 後期高齢者医療資格・医療給付に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

善通寺市は、後期高齢者医療資格・医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

香川県善通寺市長

公表日

令和1年6月21日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 後期高齢者医療資格、医療給付に関する事務 |
| ②事務の概要 | 善通寺市では、高齢者の医療の確保に関する法律及び香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、善通寺市後期高齢者医療に関する条例並びに香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則に基づき、被保険者の資格管理、医療給付に関する申請及び届出の受付を行う。 番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳の情報を、香川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 ④被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証の引き渡し、返還の受付 ⑤短期被保険者証の引き渡し、返還の受付 ⑥各種給付申請の受付、入力 |
| ③システムの名称 | 1. MCWELI後期高齢者医療システム 2. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム） |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)後期高齢者情報ファイル (2)標準システムファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条及び別表第1第59号 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第46条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 保健福祉部 保健課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 善通寺市 保健福祉部 保健課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6308 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 善通寺市 保健福祉部 保健課 〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号 0877-63-6308 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和1年6月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|---|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

